

平成 18 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 アウンコンサルティング株式会社  
代表者名 代 表 取 締 役 信 太 明  
(コード番号 2459 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 執行役員 管理グループ  
グループマネージャー 羽場 聖剛  
T E L 0 3 - 3 2 3 9 - 2 7 2 7

## 内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成18年5月25日開催の取締役会におきまして、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス・マニュアルを整備し、法令、定款及び企業倫理等、遵守すべき具体的な事項についての理解を深め、同時にこれらを遵守する体制を構築する。また、内部監査を通じて業務内容及び相互牽制の実態を把握するとともに、職務の執行が法令・定款及び社内規程に基づき行われているか監査する。

#### 2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款及び文書管理規程等の社内規程、方針に従い、文書(紙または電磁的媒体)に記録して適切に保管及び管理する体制をとる。また、取締役及び監査役はこれらの文書を閲覧することができる。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営全般に関わるリスク管理を行うために、取締役会から権限を委譲された「リスクマネジメント委員会」を設置し、また「内部監査担当者」を任命し、それぞれ規程の整備、運用状況の確認を行うとともに、全社員(取締役、執行役員、監査役、使用人、契約社員等も含む。以下同じ。)に対する研修等を実施する。

#### 4. 取締役の職務執行が効率的に行われていることを確保するための体制

毎月 4 回の経営会議、毎月 1 回の定時取締役会、また臨時取締役会を必要に応じ随時開催し、取締役及び執行役員間の情報の共有及び意志の疎通を図り、業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の業務執行状況の監督を行う。

職務執行に関する権限及び責任については、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等の社内規程で定め、随時見直しを行う。

**5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適性を確保するための体制**

当社には企業集団が存在しないので該当事項はありません。また、該当する子会社が設立される場合には、所要の統制体制を整備するものとする。

**6. 監査役職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項**

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ、合理的な範囲で内部監査担当者がその任にあたるものとする。

**7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

内部監査担当者は、監査役より指示された業務の実施に関して、取締役からの指示、命令を受けないこととする。また、内部監査担当者の人事異動に関しては、事前に監査役に報告し、その了承を得ることとする。

**8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

監査役は、取締役会のほか経営会議等の会議にも出席し、重要事項の報告を受ける。また、取締役及び使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合、または法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合は、速やかにその事実を監査役に報告する。

**9. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、取締役会のほか経営会議等の会議にも出席し、重要事項の報告を受ける。また、各種議事録、決裁書等により取締役等の意思決定及び業務執行の記録を自由に閲覧することができるものとする。

このほか、監査役は、内部監査担当者と連携及び協力するとともに、代表取締役との意見交換の場を定期的に設ける。

以上